

障がい者でなくても所得税などの障害者控除を受けられる場合があります

所得税や町県民税について、満65歳以上で介護保険要介護認定者などの場合は、身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも障がい者に準じるものとして控除を受けられる場合があります。

この場合、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示する必要がありますので、対象となる人は健康福祉課で交付を受けてください。また、要介護度の高い人は、身体障害者手帳などを持っている人であっても、手帳よりも障害者控除対象者認定書を提示する方が有利になる場合があります。

控除区分	判断基準
障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度が「A」以上の人 または 認知症高齢者の日常生活自立度が「II」以上の人
特別障害者控除	障害高齢者の日常生活自立度が「B」以上の人 または 認知症高齢者の日常生活自立度が「IV」または「M」の人

●障害者控除対象者認定書について

次の(1)および(2)のいずれにも該当される場合、本人またはその扶養者に対し証明書を交付いたします。

- (1) 平成29年12月31日現在、広野町に住居登録している人
- (2) 満65歳以上の人で次の①または②に該当する人
 - ①介護保険認定者で右表の「判断基準」を満たしている人
 - ②6か月以上寝たきり状態で複雑な介護を要する人

※障害者控除対象者認定の「判断基準」

要介護認定資料の「主治医意見書」の記載情報をもとに、次に示す判断基準によって認定します。

●認定書の交付について

「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項をご記入のうえ、広野町健康福祉課に郵送するか、または健康福祉課窓口(役場1階3番窓口)へ直接提出してください。郵便により申請される場合は、「切手を貼付した返信用封筒」と「申請者の身分証明書のコピー」の同封が必要となります。

なお、申請書は健康福祉課窓口で配付するほか、広野町ホームページから印刷することもできます。

また、閉庁日(土曜日、日曜日および祝日)は窓口での交付はできませんので、ご注意ください。

問 健康福祉課 保健福祉係 ☎0240-27-2113

住所や氏名などが変わったときは、「変更の届出」を忘れずに

障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方で、引っ越しや結婚などにより住所や氏名などが変わった際は、法令により「変更の届出」が必要となります。

手帳の記載内容を確認いただき、実際の住所・氏名と異なる場合は、お手数ですがお住まいの市区町村の障害福祉担当課(広野町においては健康福祉課となります。)にて「変更の届出」の手続きをされますようお願いいたします。

今後、障害者手帳のうち身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳については、マイナンバーを使った情報連携ができるようになりますので、手帳情報の正確な登録につきましてご協力をお願いいたします。

問 健康福祉課 保健福祉係 ☎0240-27-2113

認知症カフェ「みかんカフェ」の開催について

認知症を持つ方やそのご家族、知識を深めたい方などの交流の場として、カフェを開催します。お気軽にご参加ください。

- 主催 広野町地域包括支援センター
- 日時 平成30年3月4日(日)
午前10時~正午(毎月第1日曜日開催)
- 会場 デイサービスセンター広桜荘
- 内容 認知症に関する勉強会、悩みごと相談、

茶話会(お茶やコーヒーを飲みながらの情報交換)など

- 参加費 無料
- 申込み 原則、事前申込み制となりますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問 広野町地域包括支援センター ☎0240-27-1885
健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113

第8回「放射線と健康に関する講演会」

放射線に対する正しい理解と正しい知識を身につけることを目的に、講演会を開催しますので、ぜひご参加ください。

- 1 開催日時 平成30年2月10日(土)
午前10時~
- 2 開催場所 広野町保健センター

- 3 講師 広野町放射線健康管理アドバイザー
公立大学法人福島県立医科大学
災害医療総合学習センター 副センター長
放射線健康管理学講座 熊谷敦史先生

問 広野町保健センター ☎0240-27-3040

東邦銀行移動店舗について

~ 一問一答 ~

皆さん、ひろのてらす駐車場にて東邦銀行の移動店舗が営業実施しているのをご存じですか?そこで移動店舗長の紺野清典さんにお話を伺いました。

Q1. なぜ移動店舗を始めたの?

A. 震災後、双葉郡の復興支援および町民の皆さまに対する金融サービス向上のために始めました。

Q2. ひろのてらす駐車場ではいつ利用できるの?(何曜日?何時から何時?)

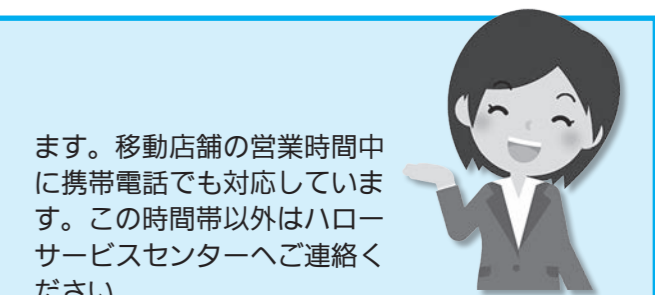
A. 毎週木曜日、午前10時から午後1時までです。(祝祭日、年末年始を除きます。)

Q3. 業務内容は?

A. 預金の入出金の他、納税、振込など通常の窓口業務を行っています。

Q4. 事前に各種相談の連絡はできるの?

A. 住宅・車購入などの個人ローンや投資信託・保険商品など金融商品の事前相談を受付してい



ます。移動店舗の営業時間中に携帯電話でも対応しています。この時間帯以外はハローサービスセンターへご連絡ください。

問 移動店舗車の連絡先 ☎080-5743-9599
東邦銀行ハローサービスセンター
☎0120-14-8656
受付時間/平日午前9時から午後5時

